

海水分析結果＜港湾内，放水口付近＞（全β・H-3・Sr・γ）

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/07/31 07:05	1.2E+01	3.4E-01	—	< 6.6E-01	< 7.6E-01
1F 物揚場前	2023/07/31 07:44	< 1.3E+01	< 1.8E+00	2.0E-02	< 3.7E-01	3.9E-01
1F 1～4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/07/31 07:40	1.5E+01	< 2.2E+00	< 1.3E-01	< 3.6E-01	2.1E+00
1F 1～4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/07/31 06:50	1.7E+01	2.1E+01	9.3E-01	< 3.5E-01	6.7E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/07/31 08:55	1.0E+01	< 3.3E-01	—	< 7.9E-01	< 7.2E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/07/31 06:14	1.6E+01	1.6E+00	1.1E-02	< 3.5E-01	4.1E-01
1F 港湾中央	2023/07/31 06:05	1.6E+01	2.8E+00	< 1.3E-01	< 3.7E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内北側	2023/07/31 06:00	1.4E+01	1.8E+00	5.0E-02	< 4.6E-01	5.3E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ¹			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号（<：小なり）は，検出限界値未満（ND）を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは，〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31，3.1E+00は3.1×10⁰で3.1，3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・物揚場前は，シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
- ・Sr-90以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける，H-3，Sr-90，Cs-134，Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため，採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/09/10 07:20	—	< 7.8E-01	< 8.3E-01
1F 5号機取水口前	2023/09/10 08:10	< 1.4E+01	< 3.1E-01	7.2E-01
1F 物揚場前	2023/09/10 07:50	1.6E+01	< 3.4E-01	2.4E+00
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/09/10 07:45	2.1E+01	4.7E-01	1.8E+01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/09/10 07:24	6.8E+01	3.2E-01	2.6E+01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/09/10 06:25	1.0E+01	< 7.9E-01	< 6.6E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/09/10 06:27	1.9E+01	< 3.9E-01	6.0E-01
1F 港湾中央	2023/09/10 06:18	1.5E+01	< 3.0E-01	8.4E+00
1F 港湾内東側	2023/09/10 06:21	< 1.3E+01	< 3.3E-01	5.0E+00
1F 港湾内西側	2023/09/10 06:16	1.5E+01	< 3.0E-01	9.7E+00
1F 港湾内北側	2023/09/10 06:13	1.4E+01	< 2.9E-01	7.1E+00
1F 港湾内南側	2023/09/10 06:24	1.5E+01	< 2.8E-01	5.0E+00
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (< : 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。
 - ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 - ・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 - ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
- ※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標
- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>
- ※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。